

改正

平成24年3月30日規程第12号

那須烏山市小規模工事等契約希望者登録規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市が発注する小規模な建設工事及び建設工事に係る修繕（以下「小規模工事等」という。）について、市内業者の受注機会の拡大を図るため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 小規模工事等の対象となる契約は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、当該契約金額が50万円を超えないものとする。

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録することができる者は、市の区域内に事務所又は住所を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 那須烏山市競争入札等参加資格審査規程（平成24年那須烏山市規程第12号）に基づく参加資格の認定を受けている者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者

一部改正〔平成24年規程12号〕

(登録申請の方法等)

第4条 登録を希望する者は、小規模工事等契約希望者登録申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税証明書
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 登録申請の受付期間は、当該登録の有効期間の開始日の属する年において、市長が別に定める。

3 登録の有効期間は、3年とし、以後3年ごとに申請に基づき登録するものとする。ただし、特別な理由があるときは、市長はこれを短縮することができる。

(登録名簿への登載)

第5条 市長は、前条の規定により登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請内容を確認し、小規模工事等契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 登録名簿に登載された者は、登録事項に変更があったときは小規模工事等契約希望者登録事項変更届（別記様式第2号）を、事業を中止し、又は廃止したときは小規模工事等契約希望者登録中止・廃止届（別記様式第3号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

(登録者の取扱い)

第7条 市長は、小規模工事等に該当する契約に係る業者の選定に際しては、登録名簿に登載された者に対し、積極的に見積参加機会を与えるよう努めるものとする。ただし、入札参加資格者名簿に登録された者のうちから業者を選定することを妨げないものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の南那須町小規模工事等契約希望者登録要領（平成14年南那須町告示第84号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月30日規程第12号抄）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。